

# 福井県庁グリーン購入推進方針

平成13年4月27日

## 1 策定の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄に基づく社会経済システムを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものへと変えていくためには、日常生活や経済活動を支える物品や役務に伴う環境負荷の低減を図っていかなければならない。

このため、物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点から考慮し、環境負荷の低減に資する原材料・部品・製品および役務（以下「環境物品等」という。）を優先的に選択するグリーン購入を推進し、環境物品等への需要の転換を促進していく必要がある。

こうしたことから、県自らが計画的にグリーン購入に努めるとともに、県民や事業者等における取組みを促進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、本推進方針を定める。

## 2 適用範囲

この方針は、以下の部局および物品等について適用する。

### ①部局

- 知事部局（本庁、出先機関）
- 教育庁（本庁、出先機関）および教育機関
- 議会局
- 監査委員事務局
- 人事委員会事務局
- 労働委員会事務局
- 警察（本部、警察学校、警察署）

### ②物品等

- 消耗品、備品、役務および公共工事

## 3 環境物品等の要件

資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまで物品等のライフサイクル全体について以下の事項を考慮し、かつ、多様な環境負荷項目を包括的にとらえ、環境負荷の少ない物品等を選択する。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が小さいこと
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- ④ 長期間の使用ができること
- ⑤ 再使用が可能であること
- ⑥ リサイクルが可能であること
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- ⑧ 廃棄されるとき処理や処分が容易なこと

## 4 調達に当たっての基本的考え方

(1) 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的な使用等に努めるとともに、調達の必要性と適正量を十分検討する。

特に、グリーン購入の推進を理由として調達総量等が増加することのないよう配慮する。

(2) 重点的に調達を推進すべき環境物品等（以下「特定調達品目」という。）重点品目を調達する場合は、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たす環境物品等を選択しなければならない。なお、本県において、特筆すべき項目については、別途定め、県のホームページ等で公表する。

ただし、経費が著しく割高となる場合や、使用機器・使用条件等にあった環境物品等の調達が困難な場合は、この限りでない。

- (3) 特定調達品目以外の物品等を調達する場合にあっても、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努める。
- (4) 「福井県認定リサイクル製品」(福井県リサイクル製品認定要綱) および「県産品紹介リスト」のうち判断基準を満たす環境物品等については、優先して調達する。
- (5) 調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などを徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- (6) 物品等の納入等に携わる業者の選定に当たっては、業者自身の環境保全に対する取組みを考慮する。
- (7) 公共工事については、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基づき、実施する。

## 5 調達実績の記録、公表

- (1) 各所属は、特定調達品目の調達実績を、電子情報により環境管理者を通じて、エネルギー環境部環境政策課へ報告する。
- (2) エネルギー環境部環境政策課は、年間の調達実績を県のホームページ等で公表する。

## 6 推進体制

- (1) 「福井県環境マネジメントシステム」および「福井県地球温暖化防止実行計画」に定める環境づくり推進員は、各所属におけるグリーン購入の推進に努める。
- (2) 調達実務担当者をはじめ職員に対し、グリーン購入の意義についての情報提供を行う。

## 7 補助事業等への適用

補助事業や委託事業において、補助事業の事業主体または委託事業の受託業者が物品等を調達する場合についても、本方針に沿ったグリーン購入を要請していく。

## 8 市町、事業者、県民への普及

平成21年2月17日に、福井県環境基本計画に定められた県民運動の推進母体となる「環境ふくい県民会議」が設立されたことを受け、その実動部隊である「環境ふくい推進協議会」が、グリーン購入に関する情報の収集に努め、これを市町・事業者・県民に積極的に提供し、グリーン購入の普及に努めるものとする。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | 本推進方針は、平成13年5月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成14年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成17年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成21年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、平成23年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 本推進方針は、令和元年6月1日から施行する。  |
| 附 則 | 本推進方針は、令和5年5月22日から施行する。 |